

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定にもとづき特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定にもとづき指定地域内の特定工場等において発生する騒音の規制基準を次の2のとおり定め、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示1号）別表の第1号の規定により市長が指定する区域を次の3のとおり指定し、ならびに騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定により市長が定める区域を次の4のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、青梅市環境部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年4月1日

青梅市長 竹内俊夫

騒音規制法にもとづく地域の指定、規制基準の設定等

1 指定地域

青梅市の区域。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域を除く。

2 指定地域内の特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分	音量
種別	該当地域		

第一種 区域	(1) 都市計画法第8条第1項 第1号の規定により定めら れた第一種低層住居専用地 域および第二種低層住居専 用地域 (2) 前号に掲げる地域に接す る地先および水面	朝	午前6時から 午前8時まで	40 デシ ベル
		昼間	午前8時から 午後7時まで	45 デシ ベル
		夕	午後7時から 午後11時まで	40 デシ ベル
		夜間	午後11時から 翌日午前6時 まで	40 デシ ベル
第二種 区域	(1) 都市計画法第8条第1項 第1号の規定により定めら れた第一種中高層住居専用 地域、第二種中高層住居専 用地域、第一種住居地域、 第二種住居地域および準住 居地域 (2) 都市計画法第8条第1項 第1号の規定により定めら れた近隣商業地域、商業地 域、準工業地域および工業 地域のうち、第一種区域に 接する地域であって第一種 区域の周囲30メートル以 内の地域（以下「第一特別 地域」という。） (3) 都市計画法第8条第1項 第1号の規定による用途地 域として定められていない 地域であって第一種区域、 第三種区域および第四種区 域に該当する区域を除く地	朝	午前6時から 午前8時まで	45 デシ ベル
		昼間	午前8時から 午後7時まで	50 デシ ベル
		夕	午後7時から 午後11時まで	45 デシ ベル
		夜間	午後11時から 翌日午前6時 まで	45 デシ ベル

	域			
第三種 区域	(1) 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域および準工業地域であって第一特別地域に該当する地域を除く地域  (2) 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域（第一特別地域に該当する地域を除く。）のうち第二種区域（第一特別地域を除く。）に接する地域であって第二種区域の周囲30メートル以内の地域（以下「第二特別地域」という。）  (3) 前2号に掲げる地域に接する地先および水面	朝	午前6時から 午前8時まで	55 デシ ベル
		昼間	午前8時から 午後8時まで	60 デシ ベル
		夕	午後8時から 午後11時まで	55 デシ ベル
		夜間	午後11時から 翌日午前6時 まで	50 デシ ベル
第四種 区域	(1) 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域（第一特別地域および第二特別地域に該当する地域を除く。）  (2) 前号に掲げる地域に接する地先および水面	朝	午前6時から 午前8時まで	60 デシ ベル
		昼間	午前8時から 午後8時まで	70 デシ ベル
		夕	午後8時から 午後11時まで	60 デシ ベル
		夜間	午後11時から 翌日午前6時 まで	55 デシ ベル
ただし、第二種区域、第三種区域または第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法				

(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第一特別地域および第二特別地域を除く。)における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第1号の規定により市長が指定する区域

(1) 指定地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域および準工業地域ならびに同号の規定による用途地域として定められていない地域

(2) 指定地域のうち、(1)に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域

ア 学校教育法第1条に規定する学校

イ 児童福祉法第7条に規定する保育所

ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館

オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

4 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考の規定により市長が定める区域

区域の区分	適用地域
a 区域	指定地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住

	居専用地域、第一種中高層住居専用地域および第二種中高層住居専用地域ならびにこれらに接する地先
b 区域	指定地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域ならびに同号の規定による用途地域として定められていない地域であって a 区域および c 区域に該当する区域を除く区域
c 区域	指定地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域ならびにこれらに接する地先